

災害復旧事業の流れが解る

大規模災害時における災害復旧の手引き

～ 発災時から復旧完了まで ～



長野県長野市（令和元年10月 台風第19号災害）

令和4年4月

農林水産省農村振興局
整備部防災課災害対策室

はじめに

平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風等の記録的な大雨が頻発化・広域化しています。また、地震では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震等の大規模地震が発生しています。

特に、ここ数年の豪雨災害で河川の氾濫や堤防が決壊した箇所では、市町村を超えた広範囲な地域で農地に大量の土砂が堆積し、営農再開が危ぶまれる被害となったほか、頭首工や用水路、排水路、ため池、農道、揚排水機場などの農業用施設にも大きな被害をもたらし、尊い人命も奪われるなど深刻な被害となっています。

災害復旧に当たっては、被災した地域の市町村や土地改良区をはじめ、国や県から多くの職員が現場に派遣され、昼夜を問わず被災状況調査や災害査定申請に係る資料が作成されてきました。しかし、このように関係機関が一丸になって取り組んでも復旧には時間がかかっているのが現状です。大規模災害の場合、災害復旧事業の事業主体である市町村は、住民の避難等民生活動に初動対応をしなければならないこと、被害報告及び災害復旧事業の申請事務において、一部の市町村では実務経験者が少ないこと等から、対応に遅れが生じていることの原因の一つであると考えられています。

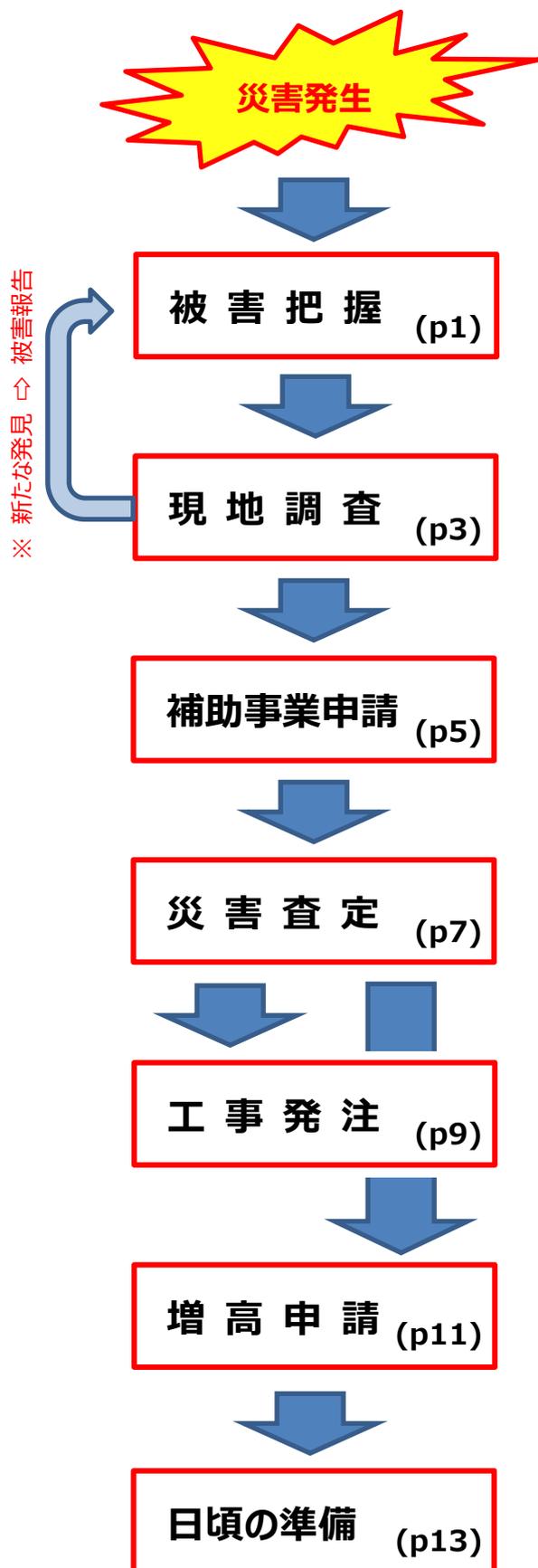
このことから、災害復旧事業における発災後の初動対応から復旧工事に至るまでの災害復旧事務について全国調査を行い、今般「災害復旧の手引き」として、市町村職員（特に災害復旧事務が未経験者の職員）向けに取りまとめました。

本手引きを参考に、災害復旧事務の効率化に取り組んでいただくとともに、災害復旧工事が迅速に進んでいくことを期待します。

農村振興局整備部防災課災害対策室



もくじ (災害復旧の作業フロー)



< 災害が起こったら >

- ① 通報内容を聴き取り、整理します。
- ② 市町村内の被害の全容を把握します。

< 被害が把握できたら >

- ① 現地調査の行程を立案します。
- ② 現地で被害箇所の計測や写真を撮影します。
- ③ 被害報告書を作成し、都道府県へ提出します。

※市町村内の広域的な調査が望ましい。

< 被害箇所を確認したら >

- ① 国庫補助事業の申請範囲を決めます。
- ② 被災写真と図面を作成し、復旧額を算出します。

< 申請内容が決定したら >

- ① 査定設計書（災害復旧事業(補助)計画概要書）をとりまとめて、都道府県に提出します。
- ② 査定を受けて、復旧工法と事業費が決まります。

< 災害査定が終わったら（最優先） >

- ① 詳細な設計が必要か確認します。
- ② 工事の予定価格を算出します。
- ③ 復旧事業計画の変更手続きを行います。
- ④ 工事発注⇨施工管理⇨工事完成に導きます。

< 災害査定が終わったら（重要） >

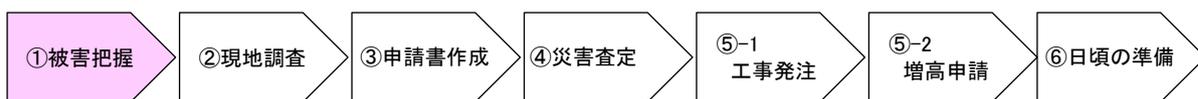
- ① 基本補助率の増高申請書、激甚災害に係る高上げ申請書を農林水産大臣に提出します。

※災害発生年の翌年 **1月31日** 厳守

< 災害に備えた準備 >

- ① 職場内の各種体制を整備しましょう。
- ② 継続的に防災訓練を実施しましょう。

※PDCA サイクル危機管理



災害が起こったら 【被害把握】

【目的】

いつ、どこで、何が、どのような被害があったのか、市町村内の全容を把握します。

【内容】

（１）通報内容の聴き取り

通報者には、いろいろな心情があります。まずは、相手の話を聴き、あらかじめ準備した聴き取り様式（災害受付票）にメモしましょう。一通り話が終わったところで、メモした「いつ（日時）、どこで（住所）、何が（田・畑・道路・水路・ため池・頭首工・揚排水機場・その他に分類）、どのような被害（崩壊・崩落・土砂流出入・湛水・浸水・その他に分類）」が間違っていないか復唱しましょう。

なお、通報者の「氏名、連絡先、農地の番地」を聞き忘れないようにすることが肝要です。

#災害受付票

（２）通報内容の整理

災害受付票の内容を電子化（データベース化）しましょう。

電子化した情報（エクセルファイル）を市役所内のサーバー等に保存しておくことで、部局間を跨いだ共有ファイル（情報の共有）として使用することができます。

また、データの重複が容易にチェックできるなど、今後の事務作業の軽減が図れるため、推奨です。

【ここがポイント！】

- ① 通報者の「心情を理解」して、被害の状況と通報者の情報をメモしましょう。
- ② メモした内容は電子化（データベース化）し、部門を問わず情報を共有しましょう。
- ③ 整理中、聞き洩らしたことに気づいたら、その日のうちに通報者に確認しましょう。

キーワード
#災害受付票

災害発生 ～ 通報内容の聴き取り ～ 通報内容の整理まで



住民等からの通報
(電話または窓口)



通報内容の聴き取り



市役所



データベースのイメージ

	K	L	M	N	O	P
1	現地確認予定日	現地待合時間	申請者_氏名	申請者_住所	申請者_電話番号	被災種別
8	2020/2/8	9:30	災害 四郎	田中44	001-123-1237	田 災1
9	2020/2/8	9:30	災害 四郎	田中44	001-123-1237	田 災1
10	2020/2/8	9:30	災害 五郎	田中51	001-123-1238	田 災2
11	2020/2/8	9:30	災害 六郎	田中62	001-123-1239	田 災2
12	2020/2/8	9:30	災害 七郎	田中7	001-123-1240	田 災4
13	2020/2/8	9:30	災害 八郎	田中8-1	001-123-1241	田 災4
14	2020/2/8	9:30	災害 九郎	田中9	001-123-1242	田 災4
15	2020/2/8	9:30	災害 十郎	田中10	001-123-1243	田 災4
16	2020/2/8	11:30	災害 十一郎	田中115	001-123-1244	田 災4

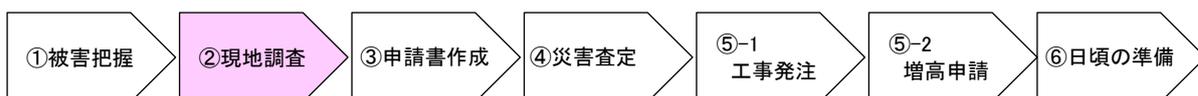
- ★通報者の氏名、連絡先
- ★いつ
- ★どこで
- ★何が
(田・畑・道路・水路・ため池・頭首工・揚排水機場・その他)
- ★どのような被害
(崩壊・崩落・土砂流出入・湛水・浸水・その他)



通報内容の整理

- 災害受付票を電子化(データベース)
- 役所内で情報共有





災害受付が終わったら 【現地調査】

【目的】

災害受付票に整理された「農地及び農業用施設」について、通報内容（被災した範囲や規模）を具体的に確認するため、現地で被害状況の計測や写真撮影します。

【内容】

（1）行程計画の立案（内業）

- ① 現地調査を効率的に実施するために、データベースに登録された被災箇所を地理院マップシートの電子地図に表示させ、被災箇所をグルーピングします。（地域の地理感に詳しい方が行くとより効率的です。） [#地理院マップシート](#)
- ② グルーピングが終わったら、被害件数に応じて調査班の行程計画及び班編成（最低でも3名/班で、技術系と事務系職員のペアが望ましい。）を立案し、調査班が各現地へ出発します。出発に先立ち、調査に必要な機材^{*}は事前に公用車等に積み込んでおきましょう。

※ 調査機材：カメラ、ポール（最低3本）、巻尺（30m以上、コンバックス）、測量用スタッフ、掛矢（大型木づち）、木杭、平面図や住宅地図

（2）被害箇所の確認（外業）

- ① 現地に到着したら、身の安全を確保して、被害範囲（復旧すべき面積や延長）の両端にポールを挿し、被害範囲の概測及び写真撮影を行います。記録用紙は、あらかじめ準備した様式（被害調査票）を使います。 [#被害調査票](#)
- ② 記録が終わったら、ポールを抜いた場所（2箇所）に木杭^{*}を打ちます。

※ 木杭：災害復旧事業は杭頭で識別され、農地・農業用施設は「黒色」です。 [#黒杭](#)

（3）調査内容の整理（内業）

帰庁したら、被害調査票の内容をデータベースに追加登録します。

（4）被害報告

工種、箇所数、数量、被害額等について被害報告書を作成し、都道府県へ提出します。

【ここがポイント！】

- ① グルーピングや現地調査は、地域の地理感に詳しい方が行くと、より効率的です。
- ② 被害が甚大で現地に近寄れない場合は、UAVや航空写真の利活用が可能です。ただし、図測（数量の目安となる）出来るように、「スケールバー等」を入れましょう。
- ③ 申請範囲と図面の作成に困ったら、都道府県やMAFF-SATに相談しましょう。
- ④ 写真撮影時には、災害受付票の整理番号を撮影しておく、帰庁後の整理が楽になります。

キーワード
[#地理院マップシート](#)
[#被害調査票](#) [#黒杭](#)

行程計画の立案 ～ 現地調査 ～ 調査内容の整理まで

行程計画の立案（内業）



調査班編成（最低3名：技術系と事務系のペアが望ましい）



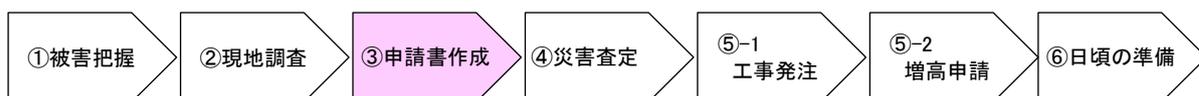
被害箇所の確認（外業）



写真1 ポールを置き農地を含めた全景写真の例



写真2 被害箇所起点の黒杭打設例



被害箇所を確認したら 【補助事業申請】

【目的】

災害復旧事業を国庫補助の対象とするための申請書に必要な資料（一般的には「査定設計書」と呼称され、ここでは主に図面。）を作成・整理します。

【内容】

（1）申請範囲の決定

- ① 現地調査が終わった被災箇所について、工種（田、畑、道路、水路、ため池、頭首工、揚排水機場等）毎にデータベースを整理（エクセルのシートが工種単位となるよう）します。
- ② 上記①のシート分けが終わったら、それぞれの工種毎に地図に表示（地理院マップシート）させ、被災箇所を大括り（1箇所工事）します。 **#1箇所工事**
※ この作業が、補助事業（災害復旧）の申請範囲となり、「申請地区」と呼びます。
- ③ 工種毎に大括り（申請範囲）が終わったら、地区名[※]としてデータベースに追加登録します。
※ 地区名は、市町村の箇所番号となり、今後の作業では「申請番号」と呼びます。

（2）申請図面の作成

- ① 現地調査時に撮影した被災写真[※]（全景をイメージした正面写真1枚、立体感や規模感がイメージできる違う角度からの写真1枚程度）を準備し、現地で計測した被災数量[※]を明記します。
※ UAVや航空写真も使えますが、この場合の被災数量は、図測で算出します。
- ② 大規模災害査定方針適用時に机上査定を行う場合は、被災図面は、申請地区だけではなく市町村全体で使うことができるようなパターン図（代表断面図）としたり、写真の添付は必要最小限の提出とすることができます。 **#大規模災害査定方針**

（3）申請額の算出

都道府県が作成した単価（総合単価）を使って、申請地区毎に復旧に係る費用（申請額）を算出し、データベースに追加登録します。 **#総合単価**

【ここがポイント！】

- ① 被災箇所を大括りしたことにより、申請漏れが生じていないか確認しましょう。
- ② UAVや航空写真を使用する場合には、数量の目安となる「スケールバー等」を入れましょう。
- ③ 申請範囲と図面の作成などに困ったことがあれば、都道府県やMAFF-SATに相談しましょう。

キーワード

#1箇所工事

#総合単価

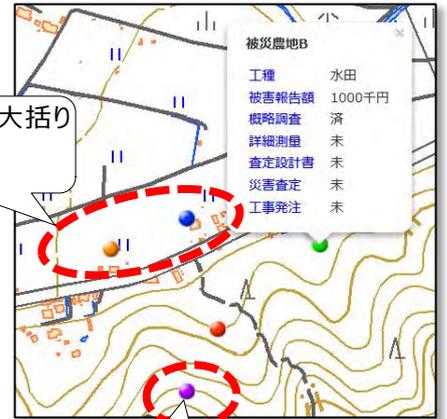
#大規模災害査定方針

申請範囲の決定 ~ 申請図面の作成 ~ 申請額の算出まで

申請範囲の決定

- ① 被害箇所の工種毎にデータベースを整理（エクセルシートに入力）
- ② 工種毎に地図に表示し、被災箇所を大括り
- ③ 地区名をデータベースに登録

形状	アイコン	サイズ	緯度	経度	高さ	タイトル	工種	被害報告額	概略調査	詳細調査
点	01	20	34.626927	134.752957	27.7	被災農地A	水田	2000千円	済	済
点	02	20	34.626971	134.754181	27.7	被災農地B	水田	1000千円	済	済
点	03	20	34.627524	134.753011	45.4	被災農地C	たの池	1500千円	済	済
点	007	20	34.629233	134.751788	26.1	被災農地D	水田	1000千円	済	未
点	008	20	34.626984	134.752957	01.7	被災農地E	果樹園	1200千円	済	未



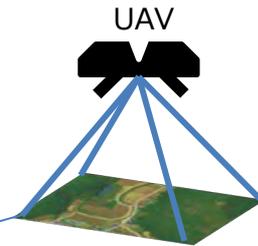
近接する水田を大括り
(1箇所工事)

地理院マップシート

申請漏れがないかも
確認しましょう。

申請図面の作成

申請時の写真は、現地で撮影した写真のほか、UAV や航空写真も使うことができます。



パターン図（代表断面図）は、市町村全体で使うことができます。



申請額の算出

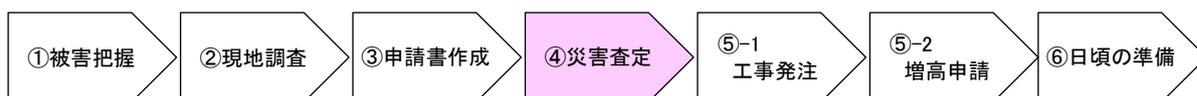
総合単価を使って、申請額を算出し、データベースに追加

数量の目安となる
スケールバーを
忘れずに！



申請範囲や図面の作成
など困ったことがあれば、
都道府県や MAFF-SAT
に相談しましょう！





申請内容が決定したら【災害査定】

【目的】

申請地区ごとに査定設計書を取りまとめ、査定の準備を行います。

【内容】

（1）査定設計書のとりまとめ

これまでに作成した書類（申請額、図面及び写真）を査定設計書の様式（正式名は「災害復旧事業計画概要書」という）に転記し、申請地区ごとに綴って都道府県に提出します。

（2）説明資料の準備

円滑な査定を行うために、以下の資料を整理・準備しておきます。

- ① 気象水理関係資料（都道府県や公共災で作成した資料を準備。）
- ② 位置図（都道府県出先事務所の管内図を使って、申請位置及び番号を旗上げ整理。）
- ③ 二重採択防止のための協議書（他省庁所管災害と隣接・重複する場合のみ準備。）

（3）査定日程及び会場の準備

査定の日程及び会場については、以下に注意しましょう。

- ① 個々の査定時間は、申請内容（工種）を考慮して設定します。
- ② 実地査定は、日没までに終われるよう計画します。 **#実地査定**
- ③ 査定会場（机上査定）は、複数の申請者の交通状況等を勘案し、効率的となる公共施設（都道府県出先事務所、市町村役場等の会議室）を確保します。 **#机上査定**

（4）査定

災害査定では、3者（申請者、査定官、立会官）の合意の上、復旧工法と事業費を決定します。

査定業務に入る前には、都道府県が査定官及び立会官に「査定スケジュール、気象水理及び災害概況」を説明後、申請者が日程表に基づき順次申請します。市町村単位の最終日には、査定官が査定票に朱入れします。（事前に都道府県の災害担当と打合せを行い、流れを確認しておきましょう。）

【ここがポイント！】

- ① 机上査定は現地確認できないので、写真等で確実に被災が確認できるように撮影しましょう。なお、写真以外の動画（UAV やビデオ）も活用できます。
- ② 申請時は、「被災の状況、被災原因と復旧工法の考え方」等について、順序よく簡明に説明しましょう。
- ③ 査定は受検ではありません。質問があった場合には、申請者が落ち着いて説明しましょう。

キーワード

#実地査定 **#机上査定**
#朱入れ

査定設計書のとりまとめ ～ 災害査定まで

査定設計書とりまとめ、説明資料の準備

これまでに整理した書類（写真、図面、申請額）を査定設計書の様式に取りまとめます。査定時に説明する気象データや洪水状況の資料は、他の部署との共有も可能です。



農政課

建設課

公共土木災害査定で説明した気象データ資料を貸してください。



これを使ってください。

査定



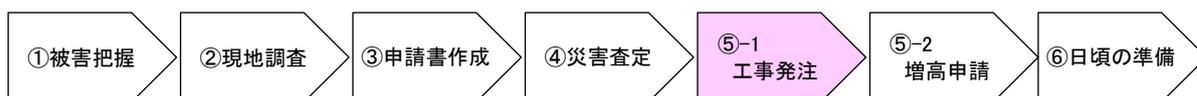
机上査定の例（農林水産省資料より抜粋）

机上査定における、写真や動画を活用した説明



査定では、被災の状況、被災原因と復旧工法の考え方について、順序良く、簡潔に、落ち着いて説明しましょう！





5 災害査定が終わったら 【工事発注編】

【目的】

申請者は、事業費の決定通知を受け、復旧工事の契約を行います。
 ～ 査定設計書（簡素化された書類） → 工事発注できる詳細設計資料へ見直し ～
 大規模災害後は、コンサルタントや施工業者への業務が集中し、業者の確保が困難になる傾向にあります。早期の営農再開と不調不落による業務量の増大防止のため、速やかな発注等が重要です。

【内容】

（1）査定設計内容の確認

査定後に決定した設計内容で、工事発注（予定価格の算出）が可能な内容が確認します。
 必要により、調査や測量設計が必要な場合には、速やかに委託業務（実施設計）を契約しましょう。

（2）工事発注図書の作成

査定設計又は実施設計業務の成果品（図面や数量）、発注用単価及び歩掛によって復旧工事費（予定価格）を算出します。

（3）事業計画の変更手続き

査定時の設計内容に変更が生じた場合や、査定用単価から発注用単価・歩掛で積算した場合には、事業計画の変更手続き（軽微又は重要）が必要となります。詳細は、都道府県の災害担当に確認しましょう。 [#計画変更](#)

（4）入札契約手続き

広範囲で大規模な被災が発生すると、施工業者を公共土木災と取り合う形となることが多いため、①市町村外や都道府県外からも参入できるよう、入札参加資格の要件を緩和するとともに、②災害復旧工事に係る現場代理人等の常駐義務等を緩和するなど、不調・不落対策も行いましょう。

（5）工事の施工管理等

本復旧工事契約後は、市町村担当職員が施工の節目で現場立会い、基準に満たないものについては再施工を指示する等、工程、施工方法、品質を管理しながら完成に導き、工事完成検査を経て、発注者の元に引き渡されます。

（6）しゅん工（成功）認定

災害復旧事業が完成したら、事業費の経理書類及び工事の出来高書類等を整理します。
 団体営の場合には、知事から任命された都道府県担当職員が、適化法に基づく調査及び補助金等の額を確定するために「しゅん工（成功）認定検査」を行います。しゅん工（成功）が認定されると、災害復旧事業が完了したことになります。 [#しゅん工認定検査](#)

キーワード
[#計画変更](#)
[#しゅん工認定検査](#)

工事発注準備 ～ 事業計画変更 ～ しゅん工認定まで

工事発注の準備

査定設計内容の確認

工事発注図書の作成

事業計画の変更



調査や測量設計が必要な場合は、速やかに委託業務を契約しましょう！

また、事業計画の変更の手続きは都道府県に相談しましょう！



入札契約手続き

不調・不落対策

- ①市町村外からも参加できるような入札参加資格の要件の緩和
- ②工事に係る現場代理人等の常駐義務の緩和



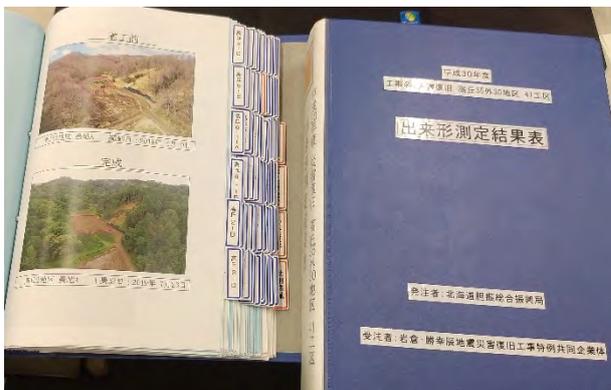
工事の施工管理

工事契約後は、担当職員が現場で立会い、工程、施工方法、品質を管理します。



復旧後の水路延長の確認状況

しゅん工認定



工事の出来形写真の一例

別記様式-1

しゅん工認定票

農務部 農務課		主任	
立会	主幹	農務課長	主任
立会	課長	課長	係

平成 30 年 月 日
地区名: _____
認定年月日 令和 年 月 日

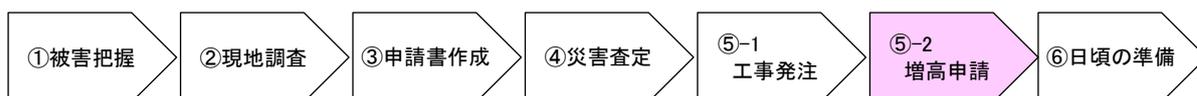
補助金交付額	認定額	経費交付額	農務課交付額	返還金額	備考
円	円	円	円	円	

認定内容

検査官 農林水産技官 _____ 印

検査官 農林水産事務官 _____ 印

しゅん工認定票



5 災害査定が終わったら 【増高申請編】

【目的】

その年（1月1日から12月31日まで）に発生した災害により被害を受けた地域の市町村は、農地・農業用施設災害復旧事業の基本となる補助率（農地50%、農業用施設65%）より高率の補助を受けるための申請（一般的には「補助率増高申請」という。）を行います。

【内容】

（1）補助率増高申請／【暫定法】

市町村ごとの農地・農業用施設について、その年の災害復旧事業費の総額を被災農家戸数で除した額（以下「**1戸当りの災害復旧事業費**」という。）が**8万円を超える場合**に補助率が増高されます。

#補助率増高

- ① 1戸当り8万円まで …………… 農地50%、施設65%（基本）
- ② 同 8万円超え15万円以下 …………… 農地80%、施設90%（増高）
- ③ 同 15万円超え …………… 農地90%、施設100%（増高）

（2）連年災害の補助率適用申請／【暫定法】

市町村ごとの農地・農業用施設について、その年の12月31日までの**3年間に発生した1戸当りの災害復旧事業費が10万円を超え、かつ、その年の災害の1戸当り災害復旧事業費が4万円を超える場合**には、3年間に発生した災害をその年に発生した災害とみなして上記（1）と同様の方法で補助率が増高されます。 **#連年災害**

（3）激甚災害の特別措置適用申請／【激甚法】

市町村ごとに、その年の農地・農業用施設災害復旧事業費の額から、暫定法による国が補助する額を差し引いて得た額の総額に対する1戸当り事業費（以下「**補助残額**」という。）が、**2万円を超える場合**に激甚災害（局地激甚含む）に係る部分のみ更に補助率が嵩上げされます。

- ① 補助残額1万円^{*}超え2万円まで …………… 70% ※1万円までは対象外
- ② 同 2万円超え6万円以下 …………… 80%
- ③ 同 6万円超え …………… 90%

（4）申請書の提出期限

暫定法及び激甚法に係る補助率増高申請書は、**災害発生年の翌年1月31日**までに農林水産大臣に提出しなければなりません。

キーワード
#補助率増高
#連年災害

国庫補助率の増高条件の確認 ～ 申請まで

事業費決定

凡例

該当する

該当しない

【暫定法による増高】

左頁（１）または（２）の条件に該当しますか

【激甚法による増高】

左頁（３）の条件に該当しますか

（１）または（２）に該当していない場合

（１） or （２） + （３）

（１） or （２）のみ

（３）のみ

必要な申請

激甚

連年災
増高
or
単年災
増高

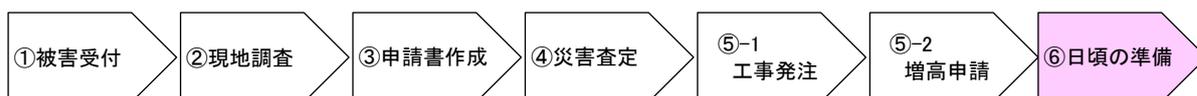
連年災
増高
or
単年災
増高

激甚

申請書の提出
都府県ヒアリング

増高なし

農地：50%補助
農業用施設：65%補助



自然災害に備えて【日頃の準備】

【目的】

災害に関する情報や知識の収集に努め、いざという時のために必要な連絡体制等を整備しておくなど、発災時に慌てないためにも日頃から準備しておくことが必要です。

【内容】

（１）災害を知ろう

災害とは、豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって起こる「農地・農業用施設等」の損害を言います。

過去に起きた災害や、今後起きそうな災害について、課題等を考えましょう。

（２）災害に備えよう

いざという時のために備えて、①職場内の連絡方法、②役割分担の整理、③復旧支援に関する体制など、過去に起きた災害を踏まえた協力体制（災害協定）を整備しましょう。 **#緊急連絡体制表**

（３）災害復旧事業の認知度を高めよう

大規模な災害時には、行政機関のみでの対応には限界があります。地域住民、町内・自治会などの方々の協力を得ることで、災害時の被害を最小限に止められ、迅速な災害復旧事務が行えることが期待できます。

平常時から災害に備え、今後発生が予想される水害や地震の被災規模を想定し、町内・自治会等の地域住民参画型の図上訓練を行うなど、農家等への周知や地域の防災力の向上が期待できます。

（４）防災・減災のための事前対策

災害時に発生する混乱に的確に対応するためには、あらかじめ被災直後の初動体制について検討しておく必要があります。具体的には、職員の参集や役割分担等について、災害対応マニュアルとして明文化し、それに基づいて職員が的確に行動ができるか、さまざまな状況を想定した訓練を行います。実践的なものとなるよう見直すことが重要です。 **#災害対応マニュアル**

また、災害発生時の初期対応から復旧完了までの手順を定めるBCP（Business Continuity Plan = 事業継続計画）の策定についても検討しましょう。

【ここがポイント！】

- ① 災害に対する意識を高め、関係機関等との協力体制（災害協定）を整備しましょう。
- ② 日頃から、地域住民参画型や、災害対応マニュアルに基づく実践的な訓練に取り組みましょう。

キーワード

#緊急連絡体制表

#災害対応マニュアル

自然災害に備え、日ごろの準備

災害を知り、災害に備えよう



河川決壊による湛水被害
(宮城県丸森町)



排水機場の浸水
(宮城県角田市)



農地への土砂堆積
(長野県佐久市)

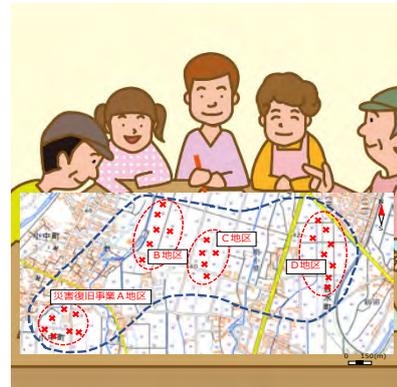
過去に起きた災害を例に、今後の課題について考えましょう！
また、①職場内の連絡方法、②役割分担の整理、③復旧支援体制などを整備しましょう！



地域の防災力の向上



災害復旧勉強会



住民参画型の図上訓練

自然災害への備え

災害時に的確に対応するために、初動体制について検討



被災直後の初動体制、
緊急参集、役割分担など



災害発生時の初期対応
から復旧完了までの手順



応援機関との協力体制
(災害協定の締結を含む)



用語集

あ行

- 赤本 全国農村振興技術連盟が発行している「(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説」のこと。昭和 40 年から幾多の改訂を経て、現在に至っており、農地・農業用施設等に係る災害復旧事業の制度・取扱等について取りまとめたもの。
- 営農再開 自然災害等により、農業者の営農活動が一時中断し、復旧後に再び営農活動を行うこと。

か行

- 緊急連絡体制 災害が発生、または発生する恐れがある場合に、各組織の関係職員に漏れなく情報を伝達するための連絡網のこと、またその体制のこと。
- 黒杭 被災箇所の起終点に打つ杭頭を黒ペイントで塗布した木製杭のこと。赤で塗布すると公共土木災害と見なされ、災害査定で欠格となるので注意すること。
- 現地調査 被災を受けた農地や農業用施設の地形測量、区域測量、堆積厚調査、土壌調査など、災害復旧事業の申請に必要な事業費を把握するための調査（災害復旧事業制度が適用とならない箇所の調査も含まれる場合がある）のこと。
- 公共土木災害の災害復旧事業 異常気象により被害を受けた道路・河川などの公共土木施設を従前の効用を回復するために行う事業のこと。公共土木施設については財源として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）に基づく国の負担及び国庫補助制度により実施される。

さ行

- 災害査定 国の補助制度（災害復旧事業）を活用するにあたり、農林水産省調査官と財務省立会官に、事業費、復旧工法などの申請内容の審査を受けること。審査で認められた部分は、災害復旧事業により復旧工事の国庫補助を受けることが可能となる。
- 災害査定官 農林水産省農村振興局及び地方農政局の防災課に在籍し、農地・農業用施設等の災害復旧事業に関する査定を行う国の技術職員のこと。
- 災害査定設計書 災害復旧事業の申請内容を記載したもので、計画概要書、事業費総括表、工事費内訳（積算書）、数量計算書、位置図、被災図、申請図、被災写真、その他参考資料からなる書類のこと。
- 査定前着工 災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度のこと。災害が発生し、そのまま放置すると被災施設や作物の被害が拡大してしまう場合や早期の復旧により次の作付けが可能となる場合、早急に集落排水施設を復旧し、生活に必要な水を確保する場合などに活用。応急仮工事と応急本工事がある。
- 総合単価 災害復旧費用を算出する場合に通常は積上（つみあげ）積算を行うが、災害査定事務を合理化及び簡素化する観点から、例えばブロック積み護岸の場合、被災面積に総合単価（円/m²）を乗じて工事費用を容易に算出できるよう設定された単価のこと。「総単（そうたん）」と呼ばれることがある。

測量建設コンサルタント協会 土木事業の企画・立案・調査・測量・設計など幅広く地域社会のために貢献している会員制の企業集団のこと。

た行

大規模災害査定方針 激甚災害（本激）が発生した場合に、被災自治体の大規模災害からの迅速な復旧・復興を支援するため、災害査定効率化を適用できるルール（方針）を定めたもの。

多面的機能支払協議会 多面的機能支払交付金が交付される農村地域の共同組織のこと。多面的機能支払交付金とは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する国の制度のこと。

頭首工 湖沼、河川などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設。

都道府県土地改良事業団体連合会 土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区等の効率的な運営のため、会員の共同の利益の増進を目的として、会員が行う土地改良事業への技術的援助、情報提供等を行う。農林水産大臣の認可により都道府県段階及び中央段階に設立している。

な行

農研機構 「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」の略称で、我が国の農業と食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う機関のこと。

農地・農業用施設の災害復旧事業 異常な天然現象により農地が被災した場合、または農業用施設（水路、頭首工、ため池など）が被災し、これらの復旧を地方公共団体または土地改良区が行う場合、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）に基づいて行う事業のこと。災害復旧事業費に対して国庫補助が行われ、また農家等からの負担金を必要とする。

は行

被害の増破 災害により被災した箇所の被害が拡大すること。

ま行

MAFF-SAT 「農林水産省・サポート・アドバイス・チーム」の略称で、大規模災害時に都道府県や市町村に対して災害復旧事業技術や申請図書作成の助言を行う農林水産省の職員のこと。

見える化 情報や物事の全体、業務の流れなどをグラフ、図表、数値などによって、誰にもわかるように表すこと。

や行

UAV (Unmanned Aerial Vehicle) 無人航空機の略で、人が搭乗しない（無人機）航空機のこと。通称として「ドローン」と呼ばれることもある。

揚排水機場 かんがい及び排水に用いるポンプ施設を統合した総称。



災害復旧事業に係る要領等の改正内容

【机上査定の限度額】

① 農地・農業用施設災害復旧事業

＜改正前＞ 机上査定限度額が200万円未満 → **＜改正後＞ 500万円未満まで引き上げ**

② 海岸及び地すべり防止施設復旧事業

＜改正前＞ 机上査定限度額が300万円未満 → **＜改正後＞ 1,000万円未満まで引き上げ**

【計画変更の取扱い】

① 工事費の増減

＜改正前＞

工事費の増減額が変更前の工事費の30%に相当する額又は、1,000万円を超える場合は、国との協議が必要



＜改正後＞

工事費の増減額が**300万円を超え、かつ**変更前の工事費の30%に相当する額又は、1,000万円を超える場合は、国との協議が必要

② 農地面積の変更

＜改正前＞

災害復旧事業の対象となる農地面積の大小にかかわらず増減した場合は、国との協議が必要



＜改正後＞

災害復旧事業の対象となる農地面積の変更 **（減少する農地面積が20%以内のものを除く）**する場合は国との協議が必要

【査定前着工制度（応急本工事）】

＜改正前＞

被災した農地・農業用施設に関する施設の増破防止、作物・人家・公共用施設等への被害防止、作付時期に間に合う農地の復旧等のために、査定前に緊急的に行う工事（応急本工事）については、都道府県、農政局と「事前協議」を行った上で工事着工しても差し支えないものとしてきた。



＜改正後＞

応急本工事の着工に当たっては、以下の**土砂等堆積物の撤去など簡易な工事を除き、都道府県、国との「事前打合せ」を行った後に工事着工を可能とした。**

なお、応急本工事を迅速に実施できるよう、「事前協議」→「事前打合せ」とし、**必要最小限の資料（チェックシート及び被災状況写真）により、都道府県、農政局と事前打合せを行うものとした。**

【事前打合せを必要としないもの】

- ① 土砂等堆積物の撤去
- ② 機械設備・電気設備の復旧（部品交換等の修繕に限る）
- ③ 農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものは除く）
- ④ 二次製品による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）



災害復旧事業の流れが解る

大規模災害時における災害復旧の手引き

～ 発災時から復旧完了まで ～

初版 令和2年7月

農林水産省農村振興局
整備部防災課災害対策室 監修